

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和55年1月から同年3月まで  
④ 昭和55年10月から56年3月まで  
⑤ 昭和58年4月から61年3月まで  
⑥ 平成3年5月  
⑦ 平成5年3月から8年4月まで

夫が勤務先を退職後にAの仕事を始めて生活が落ち着いたので、昭和52年4月頃、夫婦で国民年金に加入し、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、毎月集金人に納付していた。

また、60歳の時には高齢任意加入の手続きを行い、申立期間⑥及び⑦の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和52年7月から同年9月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料を付加保険料と併せて納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人についても当該期間の保険料を納付したものとみても不自然で

はない。

一方、申立期間①のうち昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで、②、③及び④については、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、当該期間の保険料は、申立人及び一緒に納付していたとする申立人の夫について現年度納付された形跡は見当たらない上、申立人からも保険料を遡って納付したとの主張は無く、当該期間の保険料は納付しなかったものとみるのが相当である。

また、i) 申立期間⑤については、昭和 58 年 4 月 7 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していること、ii) 申立期間⑥については、申立人が 60 歳となった平成 3 年\*月時点で高齢任意加入申出を行っておらず、同申出は同年 6 月であること、iii) 申立期間⑦については、申立人が平成 5 年 3 月 1 日付けで高齢任意加入資格喪失申出を行っていることが、いずれも B 市の国民年金収滞納リストにより確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①のうち昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年10月まで

昭和46年6月まで厚生年金保険に加入しており、退職後すぐにA県B市の個人事業所に就職したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、給与天引きで納付してもらっていた。その後はC市に転居し、48年11月にD株式会社に入社して厚生年金保険の被保険者となったが、53年に、国民年金と厚生年金保険の重複納付期間があることが判明し、重複分のみ還付されたので、B市で納付した申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が申立期間当時居住していたB市の被保険者名簿において、同年6月から48年10月までの保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立人は、特殊台帳及び還付整理簿において、申立期間を含む昭和46年6月から52年6月までの国民年金保険料が53年5月22日に還付された記録となっているが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の被保険者期間であることから、行政側の還付処理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうち6か月及び39年4月から40年3月までのうち9か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月までのうち  
6か月  
② 昭和39年4月から40年3月までのうち  
9か月

申立期間①については、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、夫と一緒に納付してくれていた。納付記録がないのは納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月、申立期間②は9か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、同手帳記号番号が連番で払い出されている長兄及び義姉は、当該期間の保険料を納付済みであることから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付していた

とする申立人の夫は、当該期間を含め、32年以上にわたる自身の国民年金加入期間について保険料を完納しており、申立人についてのみ申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚し、A県B町（現在は、C市）からD市E区に転居しているが、申立期間の国民年金保険料は、どちらかで9か月分4,950円を一括で納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険との切替えも適切に行うなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年4月にD市E区に転居していることが当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認でき、同年4月から同年6月までの国民年金保険料は同区において遅滞なく納付しており、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から28年4月1日まで

復員した後、A株式会社に勤務していたが、途中病気療養のため一旦退職し、再び同社に入社して同社B支店に勤務した。年金事務所で調べたところ、再入社したときの資格取得日は昭和25年2月1日と記録されているが、資格喪失日の記録が無い。28年3月末日まで勤務していたはずなので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年2月1日に被保険者資格を取得したことは確認できるものの、資格喪失日が記載されていない。

しかし、A株式会社B支店の当時の複数の同僚は、「申立人がB支店に勤務していた記憶がある。」と供述していることから、申立人が同社B支店に勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社が編纂した「A40年史」には、同社B支店が昭和25年に閉鎖されたとの記述があるとともに、同社の閉鎖登記簿謄本によれば、同社B支店の廃止日は昭和25年3月1日であることが確認できるものの、当時の同僚は、「自分はB支店に昭和25年5月まで在籍した。B支店は同年夏以降に閉鎖された。」と供述していることから、登記簿上の閉鎖以降も

事業活動を行っていたことがうかがえる。

また、申立人は、「自分の勤務していた期間の同社B支店長はC支店長だった。」と供述しており、他の同僚の供述から、昭和24年6月から25年5月初旬まで同支店長が在籍していたことが確認できる。

さらに、別の同僚は、「昭和25年当時、A株式会社は倒産状態になり、多くの社員は退職を余儀なくされた。」と供述しており、上記「A40年史」では昭和24年12月に46人が退職し、その後25年4月末に344人の社員が268人に減少していることが確認できることから、申立人についても同時期に退職したと考えるのが相当である。

なお、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後180人の従業員のうち、申立人と同様に資格喪失日の記載が無いが、オンライン記録において資格喪失日が確認できる者がいる上、その後書き替えられた名簿にも氏名が記載されていない者が複数見られるなど、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年5月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA株式会社における昭和25年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和25年5月1日から28年4月1日までの期間については、A株式会社の人事管理等を行っているD株式会社に照会したが、申立期間当時の関連資料は保管されていないため、A株式会社B支店における申立人の勤務期間及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、当時の同僚に照会したが、申立人が当該期間にA株式会社B支店に勤務し、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和25年5月1日から28年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月22日に、同社本社における資格喪失日に係る記録を46年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月22日から同年4月1日まで  
② 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、申立期間①と申立期間②について、加入記録が無いことが分かった。申立期間①については、同社に勤務したのは昭和41年3月22日からであり、申立期間②についても同社本社からB工場に転勤したのは46年4月1日付けであったことから、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人が所持する「在籍証明書」及びA株式会社が保管する「労働者名簿」等の記録から判断すると、申立人が昭和41年3月22日から同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和41年4月「給料支払明細書」及びA株式会社が保管する「賃金台帳」等の記録によると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるところ、同社の担当者の供

述から、当該保険料は同年3月分の厚生年金保険料であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、「給料支払明細書」に記載された厚生年金保険料控除額から1万6,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、申立人が所持する「給料支払明細書」「在籍証明書」、同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社の総務担当者が、同社においては1日付けで異動するのが通常であり、同社本社から同社B工場への異動日は昭和46年4月1日が正しいと思われる旨を供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②における標準報酬月額については、「給料支払明細書」に記載された厚生年金保険料控除額から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて、申立期間①については、事業主が保管する申立人に係る被保険者資格取得確認通知書から、事業主が、昭和41年4月1日を資格取得日として届け出たことが確認でき、申立期間②については、事業主が保管する申立人に係る被保険者資格喪失届の控えから、事業主が、46年3月31日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る41年3月及び46年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA保育所（現在は、B保育園）における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A保育所に、昭和58年4月1日から60年3月31日まで勤務し、翌日4月1日から株式会社Cに勤務した。社会保険事務所（当時）に照会したところ、60年3月分の厚生年金保険の加入記録が空白であった。調査の上、厚生年金保険の加入期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B保育園が保管する「給与等記録簿」並びに当時の事務員及び複数の元同僚の供述から、申立人の退職日は昭和60年3月31日であることが推認できる。

また、当該事業所は、「申立人の勤務は昭和60年3月30日（土）で終了したが、退職日は翌日の31日（日）である。当時の事務担当者が資格喪失届を記入するときに、勘違いをして資格喪失日を31日と記入した。」と回答している。

さらに、当該事業所及び当時の事務担当者は、「当該事業所の厚生年金保険料の控除方法は当月控除であり、申立人の昭和60年3月分の給与から同保険料を控除した。」と回答している上、当該事業所が保管する「総勘定元帳」の同月の社会保険料に係る預り金勘定の総額が前月に比較して減少し

ていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA保育所に係る昭和60年2月のオンラインの記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和60年3月31日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月30日から同年10月4日まで

昭和50年4月に、株式会社Aに入社し、同社本店に配属された。その後、同年10月に同社C支店に異動になり、60年7月31日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、転勤時期にあたる1か月間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、申立人が所持する「A厚生年金基金加入員証」及び「雇用保険受給資格者証」の記載から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（同社本店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業を引き継いだ株式会社Bの担当者が、「同社保管の人事表の記載から、申立人の勤務期間については、同社本店は昭和50年4月1日から同年9月29日、同社C支店は同月30日から60年7月31日である。」と回答していることから、同社C支店における資格取得日を昭和50年9月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における昭和50年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、株式会社Bは、申立期間に係る保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 京都国民年金 事案 2161(事案 653 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年3月まで

当時、私は、夫の国民年金保険料と一緒に2か月に1回ぐらい集金人に納付しており、夫は申立期間の保険料を全て納付したこととなっているので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の元夫と一緒に集金人に納付しており、申立人の元夫が納付済みとなっているのに申立人が未納となっているのは納付できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の元夫が国民年金に加入したのは昭和41年3月頃であることから、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することは可能であったが、申立人の国民年金加入は、上述のとおり、47年3月頃であり、国民年金の資格取得日は、46年4月1日となっていることがA県B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳で

ある特殊台帳により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の元夫と一緒に申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの期間、41年10月から44年3月までの期間及び44年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から41年3月まで  
② 昭和41年10月から44年3月まで  
③ 昭和44年7月から51年3月まで

昭和51年以降に、集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付すれば皆さんと同じ額の年金がもらえると言われ、母親にお金を出してもらって、夫の未納分とまとめて20万円ほど一括で集金人に納付した。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年以降に、自身の申立期間①、②及び③と申立人の夫の未納期間の国民年金保険料を、まとめて20万円ほど一括で集金人に納付したと主張している。

しかしながら、申立人の夫が昭和53年7月10日付けで第3回目の特例納付により国民年金保険料を納付していることが領収済通知書で確認できることから、申立人は、この時点で申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立期間の保険料額は申立人が主張する20万円とは大きく相違する上、国庫金である特例納付の保険料は集金人に納付することができず、申立内容とは符合しない。

また、申立人の夫は、昭和53年6月の時点では国民年金保険料納付済期間が59か月であったことから、年金受給権(300か月)を確保するため、同年7月に49年4月まで遡って特例納付及び過年度納付により納付する

必要があつたが、申立人は60歳まで保険料を納付すれば、年金受給権を確保することができることから、遡って保険料を納付する必要性は無く、申立期間当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立人の夫については特例納付した記録が確認できるものの、申立人については特例納付の記録は見当たらない。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から63年12月まで  
時期は不明であるが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。加入手続は自身で行い、金額は50万円ぐらいを納付書で納付したと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成3年2月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できない。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点において、納付可能な平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料額11万9,100円を3年2月28日に過年度納付し、その4日後の同年3月4日に、2年4月から3年3月までの保険料額10万800円を現年度納付していることが、領収済通知書及びA市の国民年金収滞納リストにより確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年5月まで

昭和49年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を遡って納付できることを知り、納付書により、47年9月まで遡って金融機関で納付した。その後は、その都度、金融機関で納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月にB区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料額1万5,660円を同年12月21日付けで過年度納付していることが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から47年3月まで

申立期間当時、私は、染色図案の作家の元に弟子入りしており、国民年金の加入手続は昭和38年4月頃に住み込み先の先生の奥さんが行ってくれた。国民年金保険料は自分で納付し、3か月に1回集金人が来て、印紙を購入し、手帳に貼っていたことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月頃、住み込み先で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は自身が集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、住み込み先から転居した後の昭和47年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの期間、5年9月、6年1月、同年4月、同年6月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで  
② 平成5年9月  
③ 平成6年1月  
④ 平成6年4月  
⑤ 平成6年6月  
⑥ 平成6年8月

私は、平成7年4月頃、A市B区役所で担当者と相談し、平成7年度分の国民年金保険料については免除を申請するが、過去の未納分については納付することとしたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の担当者と相談し、平成7年度分の国民年金保険料については免除を申請するが、過去の未納分については納付したので、未納期間は無いと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が区役所担当者と相談し、未納国民年金保険料の納付を開始したとする平成7年4月頃の時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない。

また、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料の納付記録全てについて入力漏

れが生じるとは考え難い。

さらに、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立期間を含む平成5年6月から7年3月までは、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、現年度納付された形跡は見当たらず、納付済みとなっている期間についてはいずれも時効直前に過年度納付していることがオンライン記録において確認できることから、それぞれの納期限を超えたために保険料が納付できなかった可能性もうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和48年4月頃、A市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。夫は同年3月まで公務員であったので遡って国民年金保険料を納付できなかったが、私は2年分を遡って納付したので未納となっていることには納得できない。記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃、A市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、2年分を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその夫は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金に加入した上記の時点で納付可能な昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料それぞれ1万9,050円を、51年2月9日付けで納付していることが国民年金保険料領収済通知書で確認できる。

なお、申立人が所持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭

和 46 年 4 月 1 日」と記載されているが、この日は国民年金の被保険者資格を取得したことを示すもので、国民年金保険料納付の事実を示すものではない。

加えて、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から平成元年9月までの期間及び15年6月から17年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から平成元年9月まで  
② 平成15年6月から17年6月まで

国民年金の加入手続は、昭和61年5月頃に当時の妻が行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて自身が毎月納付していた。納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月頃に当時の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の記録管理は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって行われており、申立人の国民年金被保険者資格取得日は15年6月11日とされていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、当該期間の国民年金保険料を納付する場

合の納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、保険料の納付記録全てが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 12 月 12 日まで  
私が再就職の際に記載した自分の履歴書には、申立期間にA株式会社に勤務していたことを記載していることから、当該期間に当該事業所に勤務していたことは確かなことであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立人の履歴書及び事業所についての申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は既に廃業しており、事業主及びその他の役員の所在は不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、「当時の同僚一人の氏名を記憶している。」と主張しているが、当該同僚の氏名の記憶は定かではない上、生年月日及び所在も不明で当該同僚を特定することができないため、申立人の申立内容について供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、「A株式会社は申立期間当時の従業員は4人であったが、事業主の親族も社員であり、厚生年金保険の適用事業所であったはずである。」と主張しているが、オンライン記録において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

加えて、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は確認できな

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から同年 8 月まで  
② 昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 63 年 7 月から同年 8 月まで  
④ 平成 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 6 日まで

私は、昭和 61 年 7 月から同年 8 月までの 2 か月間株式会社 A に、同年 12 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの 1 か月間 B 株式会社 に、63 年 7 月から同年 8 月までの 2 か月間 C 株式会社 に、平成 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日まで株式会社 D に勤務したのに、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、それぞれの事業所に係る被保険者記録が無いとの回答であったが、厚生年金保険料を引かれていたので、各申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社 A の事業主は、「当時の関係資料は保管していない。また、当該事業所が加入している E 健康保険組合に照会したところ、申立人の加入記録は無いと回答があった。」旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している元同僚 3 名のうち 2 名の氏名は記載されておらず、記載されている 1 名に照会したが回答を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、株式会社 A に申立期間当時勤務し

ていたことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B株式会社の現在の事業主は、「当該事業所は20年前に事実上倒産し、当時の関係資料は無く、担当者も不明であり何も分からない。」と回答をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、C株式会社の事業主は、「当時の給与台帳及び関係資料を調査したところ、申立人を雇用しておらず、当時から在籍している従業員に確認したが、同人は申立人を記憶していない。」と回答をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、「同じビル内のC株式会社と協力関係にあった株式会社Fに勤務していたのではないかと供述していることから、株式会社Fの元役員に照会したところ、「従業員に聞いたところ、申立人が短期間、同社に勤務していたかもしれないと回答する者がいた。」と供述をしている上、業務内容に係る申立人の主張と、元役員及び元同僚の業務内容に関する供述がほぼ一致していることから、申立人が、期間の特定はできないものの、株式会社Fに勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Fが厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年10月であり、申立期間当時、当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Fの元役員は、「関係書類を保管していないが、年金については自己管理で、従業員は国民年金に加入していた。」と供述をしていることから厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、株式会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「当時の資料は保管しておらず、何も分からない。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、株式会社Dのオンライン記録において、申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 20 日から 13 年 10 月 20 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この期間は、個人事業所である A において正社員の営業職として勤務していた時期であり、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A の元事業主及び同僚の供述、雇用保険の記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主は、「A は個人事業所であり、かつ、常時雇用していた従業員数は 5 人未満であり厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったため、厚生年金保険には加入していない。したがって、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述をしている上、オンライン記録において、A に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が所持している雇入通知書の、「賃金支払い時に控除する項目」欄には、雇用保険料及び所得税と記載されているが、厚生年金保険料は記載されていないことが確認できる。さらに、同僚の一人は、「A が厚生年金保険の適用事業所でなかったことは知っており、当該事業所に勤務している期間は国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、給与からの厚生年金保険料控除の記憶も定かではなく、「当時所持していた健康保険証は国民健康保険証であった。」と述べており、B市C区役所に申立人の国民健康保険の加入状況について照会したところ、「平成12年7月から13年10月までは、B市国民健康保険に加入している。」との回答であり、申立期間と重複することから、当該期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月27日から23年3月1日まで  
② 昭和25年2月1日から同年8月20日まで

私は、昭和21年5月にA工場に入社し、36年1月12日まで継続して勤務した。その間に、休職及び退職していない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A工場に勤務していた元同僚の供述から、申立期間の一部について申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、A工場の事業主は既に亡くなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の同僚は、一人を除いて連絡先が不明又は死亡しており、その一人の同僚からも勤務実態についての供述を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間①について、オンライン記録では、A工場は昭和23年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所であることは確認できない。

さらに、申立期間②について、当時の厚生年金保険法の適用事業所要件は従業員5人以上であるが、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者数が5人であったところ、昭和25年1月20日に被保険者の一人が資格を喪失し、事業主は、従業員数が5人を下回ったことか

ら、申立人を含む3人の従業員について、昭和25年2月1日に被保険者資格を喪失させたものと考えられる。また、同年8月20日に従業員数が5人となり、厚生年金保険の適用要件を満たすことになったため、申立人を含む4人について、再度、被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険の整理番号は、それぞれ\*番と\*番と異なっているため、申立期間②において申立人が当該事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であったものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 1 月 1 日から 29 年 12 月 31 日まで  
② 平成 7 年 1 月 1 日から 13 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①について、15歳の頃から料亭Aに子守や家事手伝いとして勤務した。申立期間②のB社は、59歳の時、本雇いではないが、喫茶、レストランの厨房を手伝い、また、部屋の掃除などで6年ぐらい勤務した。どちらの時も健康保険は国民健康保険だった。両期間に厚生年金保険に加入していたかどうか調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、Aの当時の事業主は既に亡くなっている上、事業主の親族及び当時社会保険事務を委託していた税理士事務所に照会しても申立期間に係る関連資料は保管されていないため、申立人の勤務期間及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、申立人は同僚の氏名等当時の記憶が乏しく、同僚に対する照会をすることができないため、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、当時の事業主の妻によれば、「申立期間当時は小規模な個人経営の飲食店で、厚生年金保険の適用事業所ではない。」と述べている上、オンライン記録においても適用事業所として該当する事業所は確認できない。

申立期間②について、C旅館業組合に照会した結果、B社はD社であることが判明し、D社を経営する有限会社Eの事業主の供述により、申立人が申立期間にD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人は勤務形態が短時間労働のパートタイマ

一であったため、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった。」と回答しており、有限会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人が申立期間②当時厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

また、有限会社Eに、申立期間②の一部期間である平成10年5月から11年4月までの給料台帳が保管されており、当該給料台帳の申立人に係る社会保険料控除額欄はすべて空白になっていることから、当該期間において事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、D社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、「申立人は夕方5時から閉店までのパートタイマーとして勤務していた。」と供述しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

加えて、申立期間①及び②において、申立人は「国民健康保険に加入していた。」と供述しており、政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 16 日から同年 11 月 15 日まで  
② 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 61 年 6 月 16 日から 62 年 4 月 1 日まで A 病院（現在は、B 病院）に、平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 22 日まで C 病院に勤務したが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が、A 病院に医師として在籍していたことは複数の元同僚の供述から推認できる。

しかし、当該事業所は、「個人事業所から医療法人に名称変更した際、申立期間の人事関係及び社会保険関係の資料は処分し、記録が無い。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、元同僚に照会したところ、「申立人が常勤の医師であった。」と記憶している者、あるいは「申立人は非常勤医師であった。」と記憶する者がいたものの、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及び②の期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号も連続しており、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和 61 年 11 月 15 日に資格を取得し、62 年 3 月 30 日に離職しており、オンライン記録の厚生年金保険の加入記録と一致している。

次に、申立期間③について、当時の元同僚が、「申立人が勤務していたことを記憶している。」と供述していること、及び当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人が平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 22 日まで、C 病院に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記賃金台帳には、申立人は非常勤医師と記載され、平成 3 年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、雇用保険に加入した記録も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 駅周辺にある B の 2 階から 4 階のいずれかの階にあった株式会社 C に、9 時から 18 時頃まで勤務していた。会社は、私が退職してから倒産している。雇用保険の申請に行ったときに、株式会社 C の被保険者記録が分かったので、給与明細書は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が、株式会社 C の D 支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社 C は既に廃業しており、申立期間当時の事業主に照会をしても回答が得られず、当時の人事関係書類を確認することができないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用及び申立人の給与から保険料を控除していたことを確認することができない。

また、株式会社 C は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、申立人は当時の同僚の姓のみしか記憶していないため、人物を特定することができないことから供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しており、保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち平成 14 年 3 月 31 日まで E 市国民健康保険に、同年 4 月 1 日からは F 市国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月 21 日から 59 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 59 年 7 月 22 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社（現在は、株式会社B）に昭和 57 年 7 月 1 日から 59 年 1 月 3 日まで勤めており、申立期間②については、C株式会社に 59 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日まで勤めていた。しかし、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bは、「賃金台帳等の関連資料を保管していない。」と回答しており、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の同僚 9 人に照会し、4 人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述や関連資料を得ることができない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人は、昭和 57 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 21 日に同資格を喪失し、同年 7 月に健康保険証を返納したことが確認できる上、申立期間については上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

次に、申立期間②について、複数の同僚の供述により、期間は特定でき

ないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社は既に解散しており、同社の親会社であるD株式会社は、「申立期間当時の関連資料は一切保管していない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の同僚10人に照会し、5人から回答があったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人は昭和59年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月22日に同資格を喪失し、同年7月に健康保険証を返納したことが推認できる上、申立期間については上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、E厚生年金基金は、「C株式会社に係る申立人の厚生年金基金加入期間は、昭和59年3月1日から同年7月22日までである。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2286 (事案 531 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 14 日から 56 年 1 月 4 日まで  
前回、厚生年金保険の記録訂正が認められなかったが、納得がいかない。申立期間に有限会社Aに勤務していたことは間違いないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間としてもらいたく、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 有限会社Aは、既に解散しており、元事業主に照会しても回答を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について申立ての事実を確認することはできないこと、ii) 申立期間に係る雇用保険の加入記録は無いことなどから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、勤務していたから厚生年金保険の被保険者であると主張しているのみであり、新たな資料、情報も確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 17 日から同年 8 月 31 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 36 年 8 月 31 日から 41 年 1 月 10 日まで  
(B 株式会社)

申立期間について脱退手当金が支給済みになっており、年金額に反映されないことを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から、比較的短期間である約 4 か月後の昭和 41 年 5 月 31 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、当該事業所ごとに付番されているが、同記号番号の統合処理を行ったことが同払出簿において確認できることなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月21日から32年12月6日まで  
(A株式会社 B工場)  
② 昭和36年6月2日から39年1月22日まで  
(C株式会社)  
③ 昭和39年9月10日から43年6月2日まで  
(株式会社D E工場)

A株式会社B工場、C株式会社及び株式会社DのE工場の厚生年金保険被保険者期間について、当該事業所を退職後に、それぞれ、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、受給した覚えが無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約6か月後の昭和33年6月20日に支給決定されており、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示は無いものの、申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性で脱退手当金の支給記録の有る者は4人であり、全員に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって、脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

申立期間②について、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは

無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から短期間である約2か月後の昭和39年4月3日に支給決定されている上、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③について、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 43. 6. 20」、「現金 43. 7. 18 支払済」の押印が有るとともに、昭和43年7月18日に脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から短期間である約1か月後の昭和43年7月18日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
(A 団体 B 局)  
② 昭和 40 年 12 月 8 日から 41 年 8 月 31 日まで  
(有限会社 C)

D 株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、姉から一時金がもらえるとの説明を聞き、脱退手当金を受給したが、A 団体 B 局及び有限会社 C の被保険者期間については受給していないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 株式会社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、A 団体 B 局及び有限会社 C の被保険者期間については受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書では、D 株式会社の厚生年金保険被保険者期間とともに、A 団体 B 局及び有限会社 C の同被保険者期間についても併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 47. 2. 9」、「現金支払済 47. 4. 21」の押印が有るとともに、同裁定請求書の裏面には、昭和 47 年 4 月 21 日に申立人の夫が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金は、当該 3 事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは見当たらず、ほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。